

# 公益財団法人おきなわ女性財団の評議員、非常勤役員、外部委員及び講師等の報償費並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おきなわ女性財団（以下「財団」という。）定款第16条第3項、第32条第3項及び第54条に基づき、評議員、非常勤役員、外部委員及び講師等（以下「評議員等」という。）の報償費並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (評議員等の報償費)

第2条 評議員、非常勤役員及び外部委員の報償費の額は、日額5,000円とする。

2 講習会、研修会等における講師等の報償費は、別表のとおりとする。

## (評議員等の費用弁償)

第3条 評議員等が財団の用務ため旅行したとき支給する費用弁償の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第47号)に定める旅費相当額とする。

2 国家公務員又は地方公共団体の職員が非常勤役員を兼ねる場合において支給する費用弁償の額は、その者が国家公務員又は地方公共団体の職員として受けるべき旅費又は費用弁償の額に相当する額とする。ただし、当該相当する額が前項に定める費用弁償の額に達しないこととなる場合は、この限りではない。

3 前2項の規程にかかわらず、沖縄本島を勤務地とする評議員等が財団事務所で用務を行う場合の費用弁償の額は、次の表のとおりとする。

出発地点	那覇市内	南部地区	中部地区	北部地区
費用弁償額	500円	1,000円	1,500円	3,500円

## (雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、公益財団法人おきなわ女性財団の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

## 別表

## 講師等報償費支払い基準表

区 分			時給単価	備 考	
県内	学校 官公 署	大学教員 等	教授 准教授 その他	5,500 5,000 4,000	私学教諭等を含む
		国等	本省課長級以上 その他	5,000 4,000	
		地方公共 団体等	市町村長 その他	5,000 4,000	
	県	本庁課長級以上 その他	2,000 1,500		
	その他	医師・弁護士・公認会計士 その他	5,500 4,000		
県外	学校 官公 署	大学教員 等	教授 准教授 その他	11,000 8,000 6,000	
		国等	本省課長級以上 その他	8,000 5,000	
	その他	医師・弁護士・公認会計士 その他	11,000 6,000		

## 備 考

- 1 1日4時間までを基本とし、4時間を超えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。
- 2 研修会及び講習会等を実施する担当課等の職員には支給しない。
- 3 県から公社等への派遣職員は県扱いとする。
- 4 講義時間が1時間に満たない場合、30分以上は1時間とみなし支給する。
- 5 この基準表によりがたい特殊な場合は、常務理事の決裁を得るものとする。